

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

令和 8 年 5 月
自治行政局市町村課

1 改正理由

令和 7 年の地方分権提案において、提案団体から、個人情報保護のため、「認可地縁団体の認可等に係る告示において、告示することを廃止する。」旨の提案があったことから、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）の改正を行うもの。

2 改正の概要

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 10 項の規定による市町村が行う認可地縁団体の認可等に係る告示については、代表者等の住所を告示することを廃止することとする。

改正後の地方自治法施行規則第 18 条の 3 第 1 項に規定する認可地縁団体台帳の写しについては、代表者等の住所を非表示とすることを原則としつつ、第三者への対抗力を確保する観点から、代表者等本人からの申し出がある場合に、その住所を表示して交付することとする。

上記改正のほか、所用の規定の整備を行う。

3 根拠条文

地方自治法第 260 条の 2 第 10 項

4 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日